

常陸太田市地域福祉計画

平成 25 年 3 月

常 陸 太 田 市

はじめに

近年、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域における人間関係の希薄化、さらには雇用環境の悪化など、地域福祉を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

本市においても、人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、地域活力の低下や地域で安全、安心に暮らすための生活環境の悪化が懸念されています。

こうした中、市民の誰もが家庭や住み慣れた地域の中でその人らしく安心した生活を送るためには、公的サービスの充実をはかるとともに、市民一人ひとりの福祉への理解のもと、自主的な福祉活動への参加促進と、お互いに助け合う仕組みを発展させていくことが求められています。

本市では、年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が地域で安心して暮らせるように、市民、地域、福祉団体、行政等が、それぞれの役割の中で協働と連携により、自助、共助、公助を効果的に組み合わせた地域福祉を推進するために「常陸太田市地域福祉計画」を策定しました。

今後、「住み慣れた地域の中で ともに支え合い 安心して暮らせるまち」を基本理念とした本計画に基づき、地域福祉の取り組みを進めるとともに、地域の多様な福祉課題の解決につとめ、活力ある福祉のまちづくりを進めてまいります。本計画の実現に向けて、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

常陸太田市長 大久保 太一

～ 目 次 ～

第1章 地域福祉計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 人口や世帯の状況	5
2 子どもの状況	5
3 障害者の状況	6
4 高齢者の状況	6
5 地域の状況	6
6 市民アンケート調査からみえる地域福祉の課題	8
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 地域でともにふれあい、支え合うまちづくりを推進します	37
（1）地域や福祉に対する意識の向上を図る	37
（2）地域福祉活動の担い手をつくる	37
（3）地域を支えるネットワークをつくる	38
基本目標2 みんなに届く福祉サービスづくりを推進します	38
（1）情報提供の充実及び情報の共有化を進める	38
（2）各種サービス、制度の適切な利用を促進する	38
基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します	39
（1）安全で安心して生活できる環境づくりを推進する	39
（2）健康づくりを推進する	39

第5章 計画の推進	41
1 計画の推進体制	41
2 計画の進行管理	42

資料編

1 常陸太田市地域福祉計画策定の経過	43
2 常陸太田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	44
3 常陸太田市地域福祉計画策定委員名簿	46
4 用語解説	47

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1 計画策定の背景

豊かな自然と歴史に育まれた本市では、古くから住民相互のつながりが強く、子どもから高齢者まで、助け合い、支え合いながら生活してきました。

しかし、近年、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域における人間関係の希薄化、さらには経済の低迷する雇用環境の悪化等々、地域福祉を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした社会状況の変化は、孤独死や虐待、引きこもり、生活不安、自殺等、深刻な社会問題を引き起こしており、助け合い、支え合う地域福祉の希薄化が全国的な課題となっています。

本市においても、人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、地域活力の低下や地域で安全、安心に暮らすための生活環境の悪化が懸念されています。また、子育てや介護等に時間をとられ、それに対するストレスや不安の高まりなど様々な課題が生じています。

このように、地域が抱える様々な課題は、行政や特定の地域だけで解決できるものではなく、市民・地域・団体・企業・関係機関・行政等が連携、協働して解決策を見出していくことが必要です。

これらの課題を克服し、市民の誰もが家庭や住み慣れた地域の中でその人らしく安心した生活を送ることを目指すため、「常陸太田市地域福祉計画」を策定します。

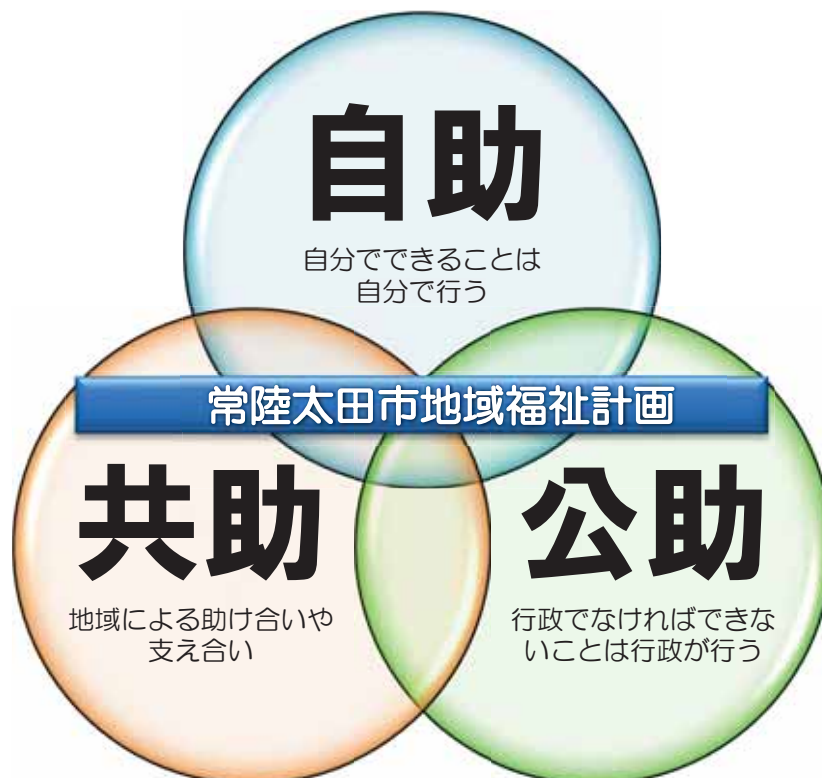
2 計画策定の目的

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく計画であり、年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が地域で安心して暮らせるように、市民、地域、福祉団体、行政等が、それぞれの役割の中で協働して、「自助」「共助」「公助」を効果的に組み合わせた「地域福祉」を総合的に推進することを目的とするものです。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

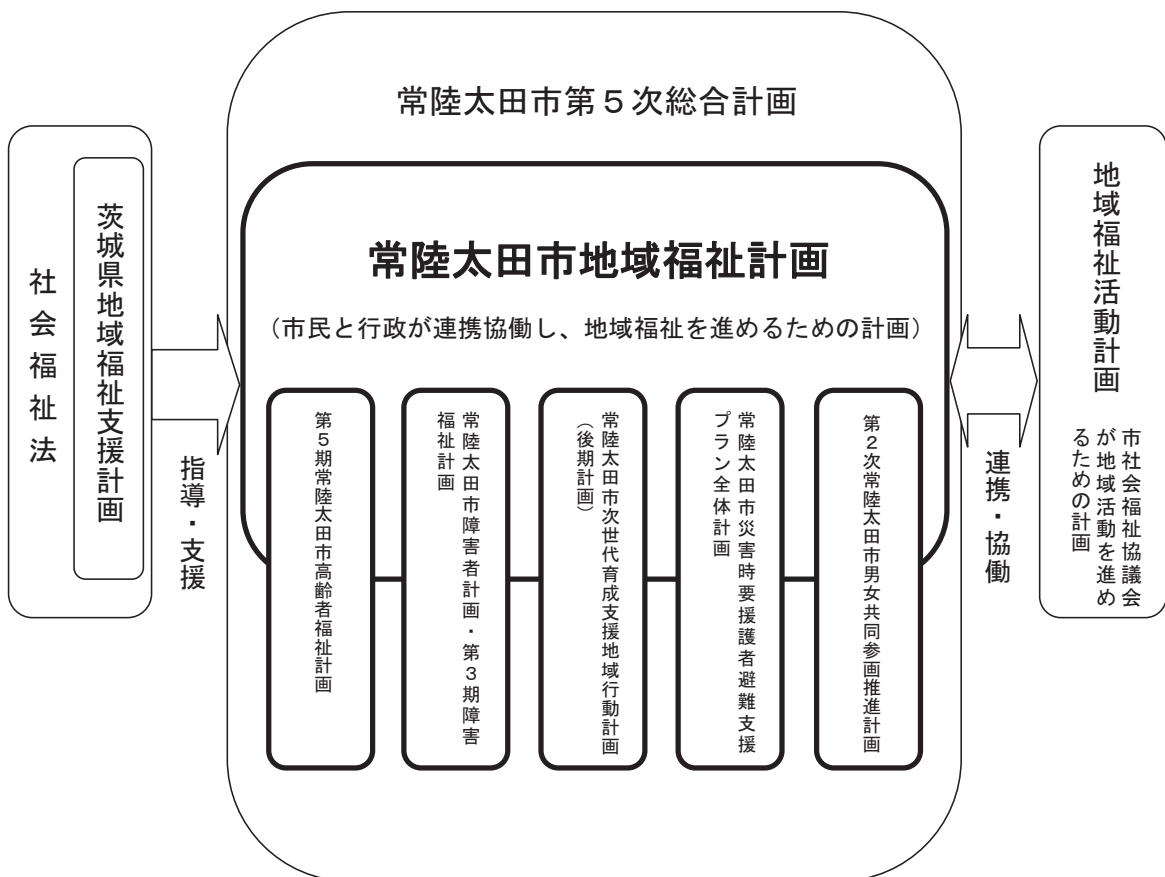


3 計画の位置づけ

この計画は、住みやすい地域社会を実現するため、地域社会のもつ課題の解決を図る基本的な方針を定めるものです。上位計画である「常陸太田市総合計画」のもとに、市民の役割、地域の役割、行政の役割はどうあるべきか考え、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、「高齢者福祉計画」、「障害者計画」、「次世代育成支援地域行動計画」等の個別計画を横断的に結び総括する計画です。

また、常陸太田市社会福祉協議会が策定する「常陸太田市地域福祉活動計画」と、連携・協働を図るものです。

【主な関連計画との位置づけ】



4 計画の期間

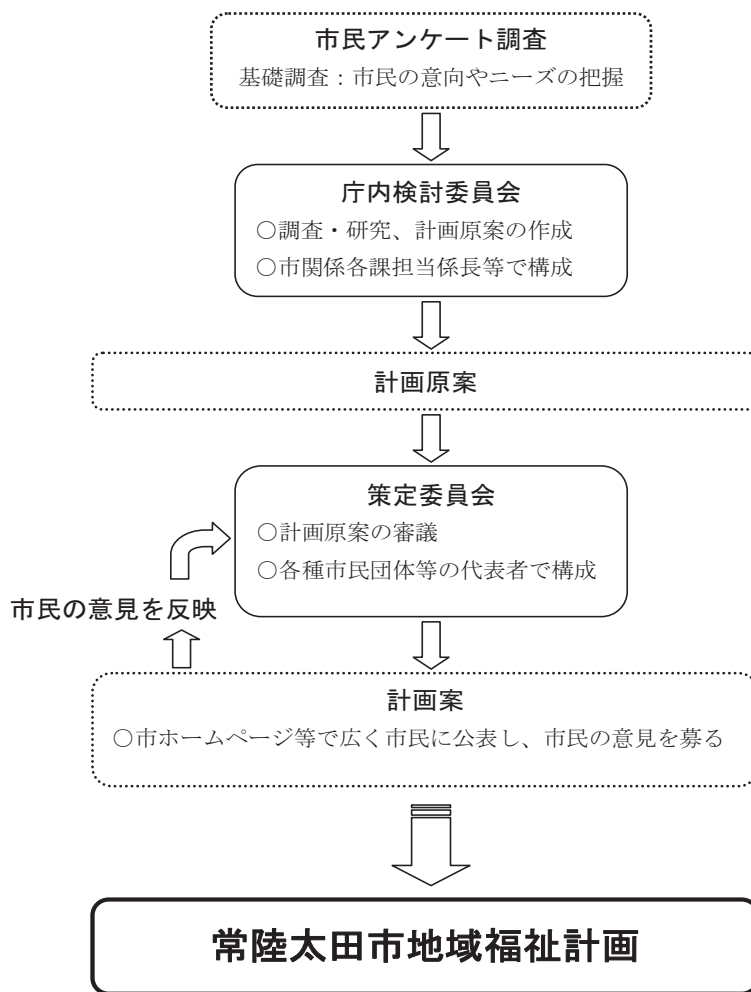
地域福祉計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5か年計画とします。

【常陸太田市地域福祉計画の期間】



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、まず基礎調査として市民の意向やニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。計画案については、常陸太田市地域福祉計画庁内



検討委員会において行政としての方針について検討するとともに、常陸太田市地域福祉計画策定委員会を設置し、本市全体としての方針について、検討・決定を行いました。

さらに、策定委員会において検討した計画案について、ホームページ等で広く市民の皆様公表し、ご意見を計画に反映しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口や世帯の状況

本市の人口は、平成20年の60,725人から平成24年の57,488人と3,237人減少しています。

また、世帯数は、平成20年の21,246世帯から平成24年の21,341世帯と95世帯増加しています。

急激な人口減少とともに、一世帯あたりの世帯員数が減少しています。

■人口と世帯数の推移（各年4月1日現在） （単位：人、世帯）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口	60,725	59,892	59,240	58,474	57,488
世帯数	21,246	21,301	21,347	21,407	21,341

※資料：住民基本台帳

2 子どもの状況

出生数（1年間に生まれた子どもの数）は、平成19年の277人から平成23年の225人と52人減少しており、少子化が進んでいます。

■出生数の状況 （単位：人）

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
出生数	277	262	259	253	225

※資料：住民基本台帳

3 障害者の状況

身体障害者数は、平成20年の1,934人から平成24年の1,885人と49人減少しています。

知的障害者数は、平成20年の356人から平成24年の403人と47人増加しています。

精神障害者数は、平成20年の177人から平成24年の209人と32人増加しています。

■障害者の状況（各年4月1日現在） （単位：人）

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
身体障害者数	1,934	1,926	1,930	1,914	1,885
知的障害者数	356	378	385	394	403
精神障害者数	177	170	213	232	209

※資料：社会福祉課

4 高齢者の状況

高齢者人口は、平成20年の16,713人から平成24年の16,841人と128人増加しています。

高齢化率も、平成20年の27.5%から平成24年の29.3%と増加しています。

■65歳以上の人口と高齢化率の推移（各年4月1日現在） （単位：人、%）

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
男	7,226	7,301	7,368	7,311	7,366
女	9,487	9,497	9,547	9,485	9,475
計	16,713	16,798	16,915	16,796	16,841
高齢化率	27.5	28.0	28.6	28.7	29.3

※資料：住民基本台帳

5 地域の状況

（1）低所得世帯の状況

被生活保護世帯数は、平成20年の161世帯から平成24年の237世帯と76世帯増加しています。

長引く不況により、失業などによる生活保護の相談件数は増加し、被生活保護世帯

も増加しています。被生活保護世帯の増加は、失業や疾病などが直接の原因であると見られますが、その背景には、身内との関係が絶たれるなど、身内からの援助が受けられないという状況もあります。

■被生活保護世帯数及び人員の推移（各年4月1日現在） （単位：世帯、人）

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
世帯数	161	178	196	214	237
人 員	203	228	262	294	326

※資料：社会福祉課

（2）ボランティアの状況

市社会福祉協議会では、ボランティア活動の登録や活動場所を提供するほか、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人のコーディネートをしています。

ボランティア団体として市社会福祉協議会に登録している団体数は、平成20年度の86団体から平成23年度の99団体と13団体増加しています。

それに伴い団体加入者も平成20年度の2,669人から平成23年度の2,922人と253人増加しています。

■ボランティア育成事業（市社会福祉協議会委託）から （単位：団体、人）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録団体	86	95	95	99
上記人員	2,669	2,820	2,890	2,922

※資料：社会福祉課

6 市民アンケート調査からみえる地域福祉の課題

(1) 市民アンケート調査結果の概要

○ 調査の目的

本調査は、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができる地域社会づくりを推進するための指針となる「常陸太田市地域福祉計画」を策定するにあたり、福祉に対する考えや地域活動に関する現在の状況や課題を把握するとともに、その意向を計画策定に反映していくための基礎資料とすることを目的に実施しました。

○ 調査の方法

本調査は、平成24年3月1日から3月14日にかけて実施しました。調査の方法は、郵送による配布・回収としました。対象者は、市内在住の満20歳以上の市民から無作為抽出した1,000人としました。回収数、回収率は以下のとおりです。

配布数	回収数	回収率
1,000	519	51.9%

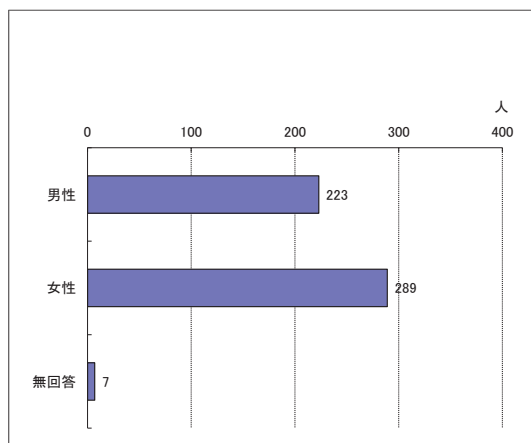
* 調査結果の説明文中の割合は、集計対象者総数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、単一の回答の場合でも合計が100%にならない場合があります。

* 複数回答の場合、設問ごとの有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2) 市民アンケート調査結果

I 属性

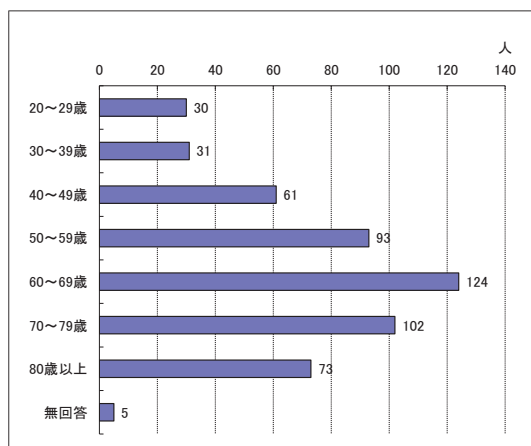
問1 あなたの性別は、どちらですか。



計：519

回答者の性別は、男性が 223 人 (43.0%)、女性が 289 人 (55.7%) でした。

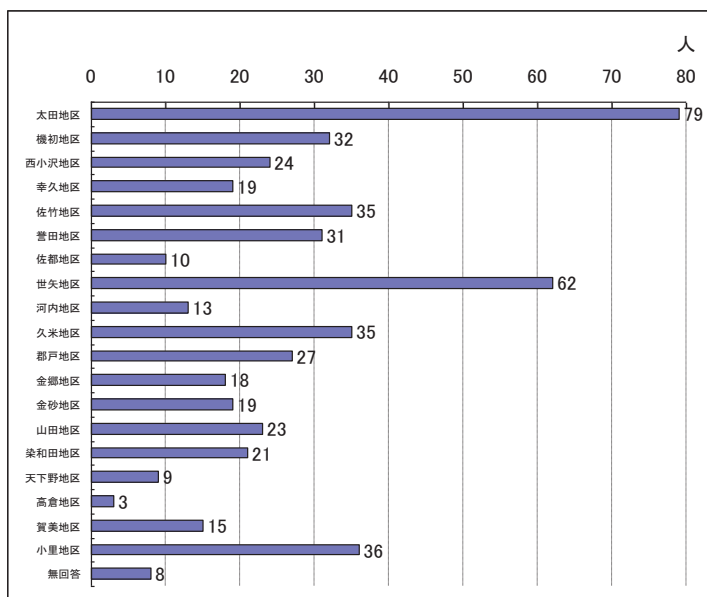
問2 あなたの年齢は、おいくつですか。



計：519

回答者の年齢は、60 歳代が 124 人 (23.9%) と最も多く、60 歳以上の回答者で 57.6% となります。

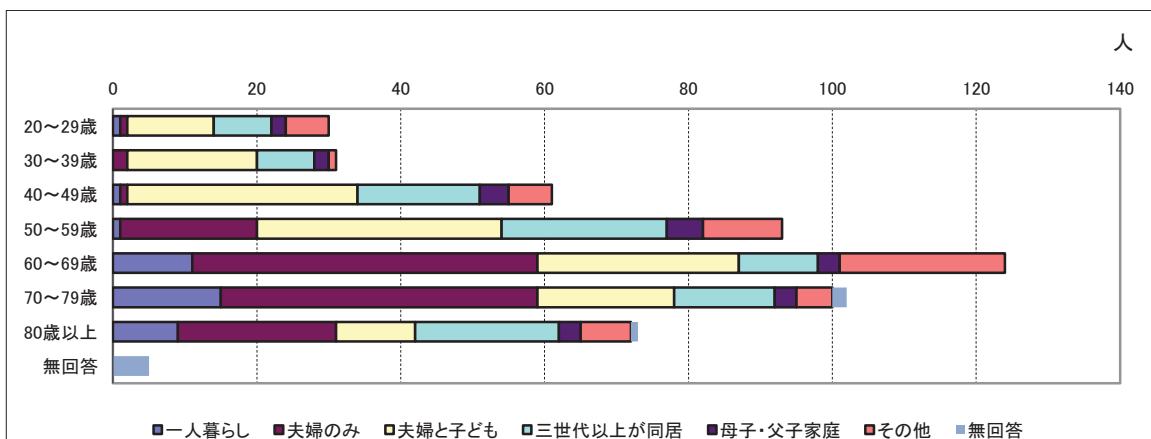
問3 あなたがお住まいの地区は、どこですか。



計：519

アンケートの配布数は常陸太田地区600人、金砂郷地区200人、水府地区100人、里美地区100人で、回収率は常陸太田地区50.8%、金砂郷地区49.5%、水府地区56.0%、里美地区51.0%でした。

問4 あなたの家族構成は、次のどれですか。



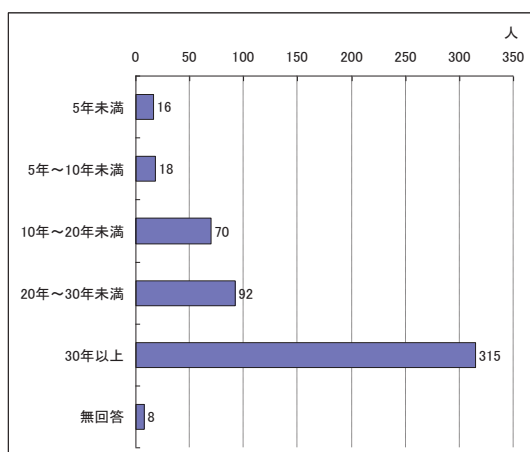
区分	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	無回答
一人暮らし	1	0	1	1	11	15	9	0
夫婦のみ	1	2	1	19	48	44	22	0
夫婦と子ども	12	18	32	34	28	19	11	0
三世代以上が同居	8	8	17	23	11	14	20	0
母子・父子家庭	2	2	4	5	3	3	3	0
その他	6	1	6	11	23	5	7	0
無回答	0	0	0	0	0	2	1	5

計：519

アンケート回答者のうち一人暮らし世帯は38人(7.3%)でした。一人暮らし世帯は60歳代から、夫婦のみの世帯は50歳代から増加しています。三世代以上が同居している世帯は、回答者世帯の約2割を占めています。

※市全体の高齢者の一人暮らし世帯は1,623世帯(H24.7.1現在：高齢福祉課調べ)で市全世帯の7.6%となっています。

問5 あなたは、常陸太田市にお住まいになってどれくらいになりますか。

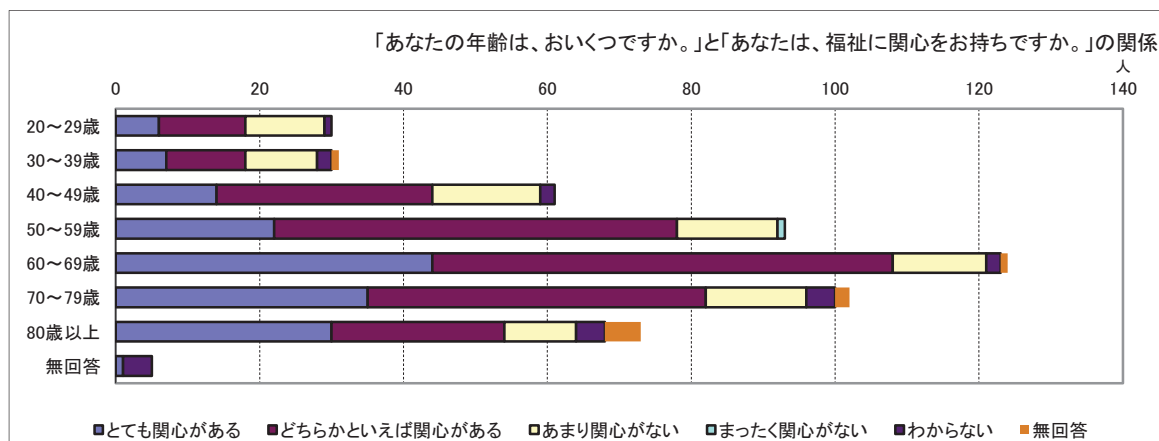


30年以上居住している人が6割以上となっています。

計：519

Ⅱ 福祉への関心について

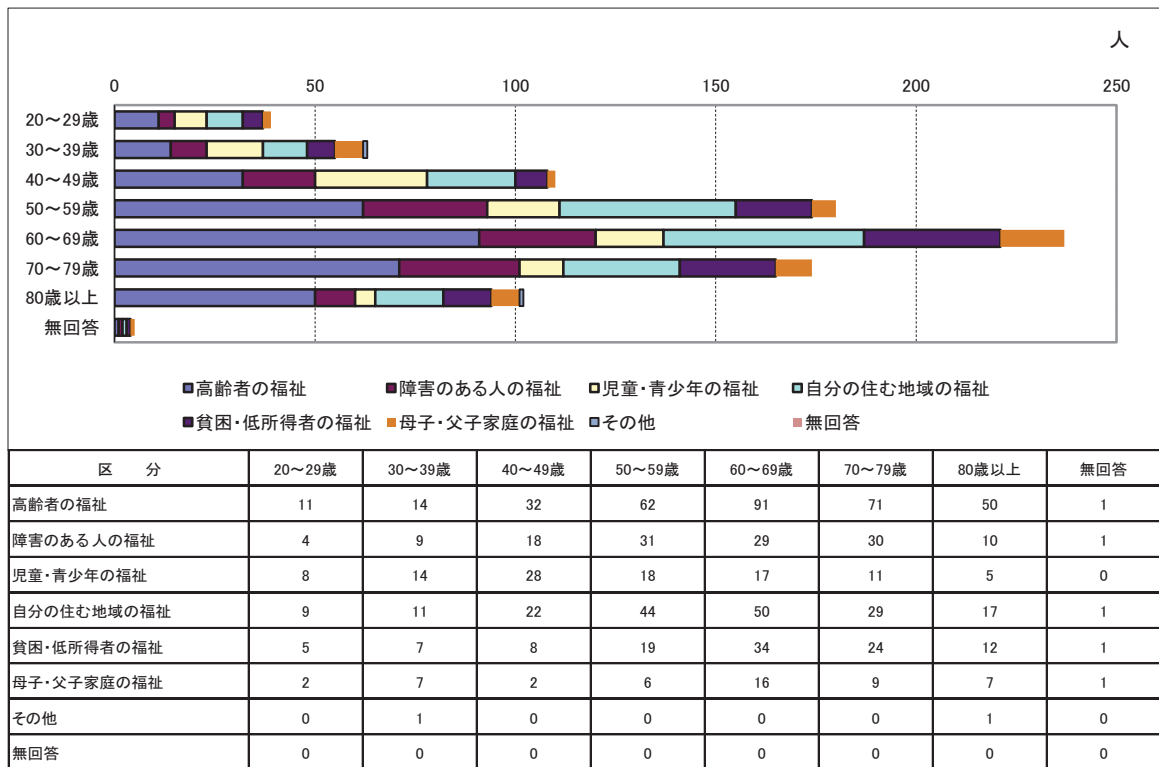
問6 あなたは、福祉に関心をお持ちですか。



計：519

福祉に関心のある人は、回答者の77.6%を占めます。年代別に見ると年齢層が上がるごとに関心が高くなり、60歳代が最も高くなりますが、80歳代になると低下傾向にあります。

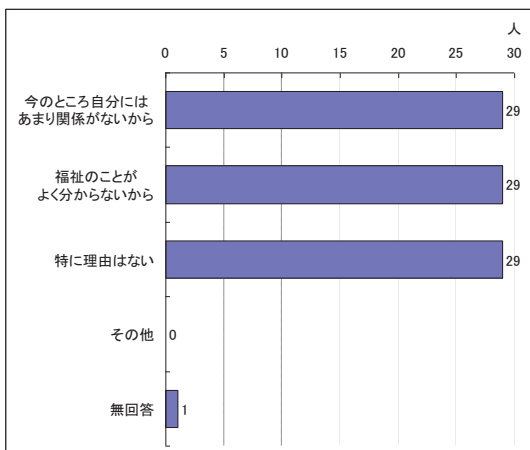
問7 問6で「福祉にとっても関心がある」「福祉にどちらかといえば関心がある」と答えた方にお伺いします。福祉のどの分野に関心がありますか。（複数回答）



計：910

全年齢層で「高齢者の福祉」「自分の住む地域の福祉」に対する関心が高くなっています。次いで20歳代から40歳代では「児童・青少年の福祉」に対する関心が高く、50歳代から70歳代では「障害のある人の福祉」「貧困・低所得者の福祉」に対する関心が高くなっています。

問8 問6で「あまり関心がない」「まったく関心がない」と答えた方にお伺いします。関心がない理由は何ですか。



計：88

福祉への関心が「あまりない」「まったくくない」と答えた人は、回答者の17.0%ですが、「自分にはあまり関係ない」「福祉のことがよくわからない」とする人が多数です。また、「特に理由はない」とする人も3分の1ありました。

課題

今回の回答者の中で、福祉への関心が最も低かった年齢層は30代ですが、それでも6割弱の人が福祉に関心があるとしており、全年齢層では平均して7割以上の方が福祉に関心があるとしています。

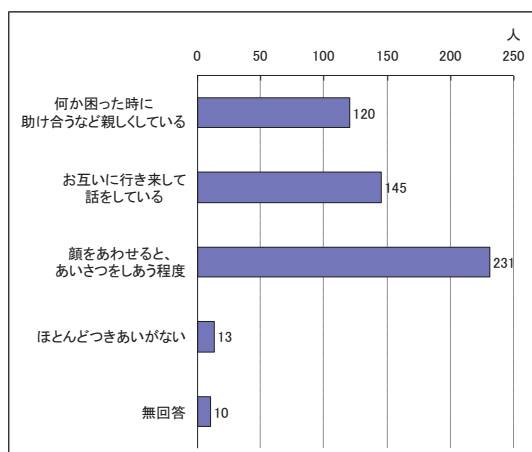
また、福祉分野別では、全年齢層で「高齢者の福祉」への関心は高く、回答者の身近な問題として認識されていると思われます。

比較的福祉への関心が低い人は、「自分には関係がない」「よく分からない」と回答していることから、意識的に福祉に接する機会がなく、自分自身にとって身近なものになっていないからではないかと思われます。

できるだけ若いうちから、福祉は身近なものであるということを、知ったり学んだりする機会を増やしていくことが求められています。

Ⅲ 地域住民間のつながり・地域活動への参加について

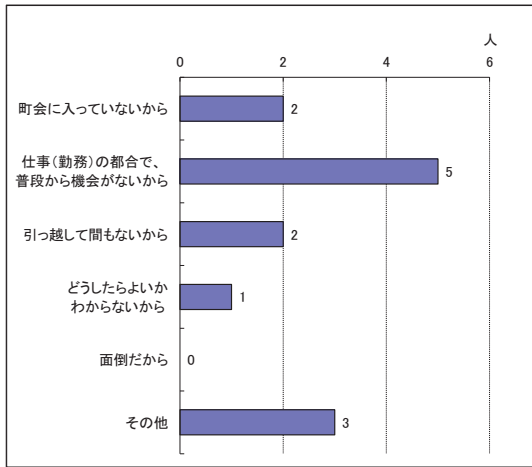
問9 あなたは、ご近所の方とどの程度おつきあいをしていますか。



計：519

ほとんどの世帯が、地域と何らかの関わりを持っていますが、回答者のうち13人（2.5%）の人が「ほとんどつきあいが無い」と答えています。

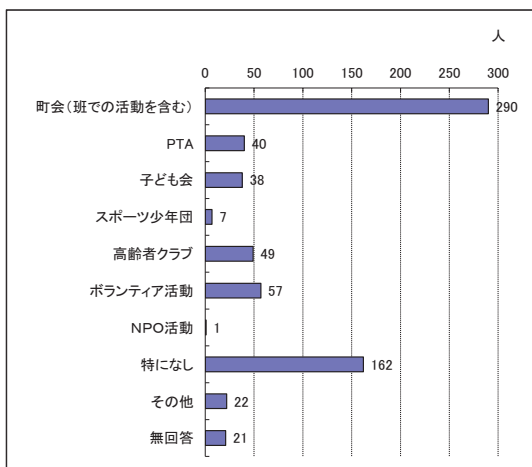
問 10 問9で「ほとんどつきあいがいい」と答えた方にお伺いします。そのおもな理由は何ですか。



計：13

「仕事(勤務)の都合で、普段から機会がないから」が最も多くなっています。また、「引っ越して間もないから」「どうしたらよいかわからないから」という回答があり、地域とのおつきあい次第で解決するものと思われます。

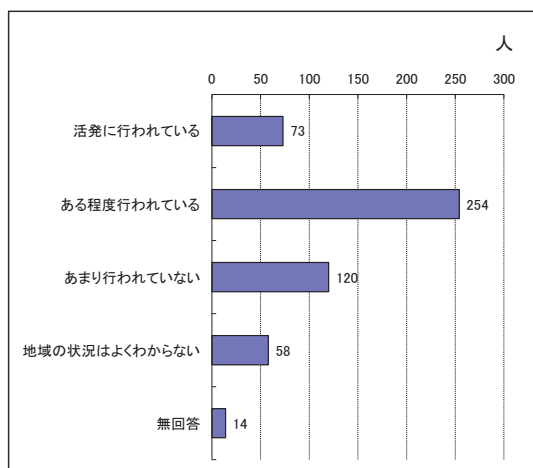
問 11 あなたが地域で参加している活動は、どのようなものですか。(複数回答)



計：687

地域で参加している活動は、「町会」活動が290人(42.2%)と最も多くなっています。一方で、「特になし」と答えた世帯が162人(23.6%)となっています。

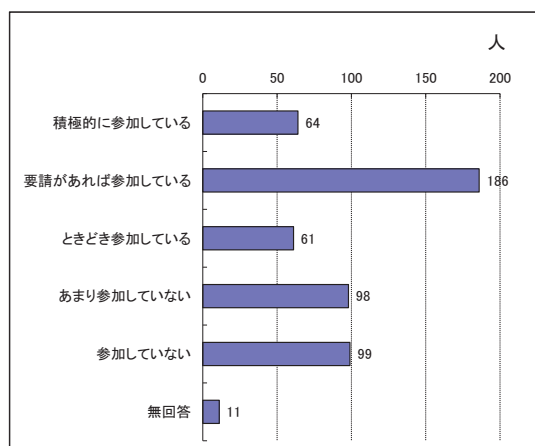
問 12 あなたの住む地域では、行事や活動が活発に行われていると思いますか。



計：519

地域活動については、「活発に行われている」の73人（14.1%）と「ある程度行われている」の254人（48.9%）を合わせると、約6割の人が地域活動は行われていると認識しています。一方で「地域の状況はよくわからない」という人が58人（11.2%）で約1割います。

問 13 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。

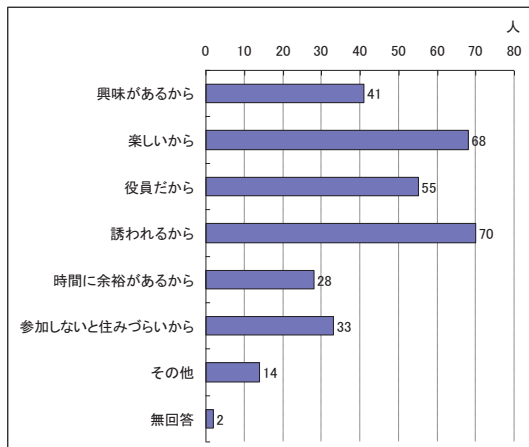


計：519

「積極的に参加している」64人（12.3%）、「要請があれば参加している」186人（35.8%）、「時々参加している」61人（11.8%）を合わせると、約6割の人が地域活動に参加しています。

一方で、「参加していない」と答えた人が99人（19.1%）で2割ほどいます。

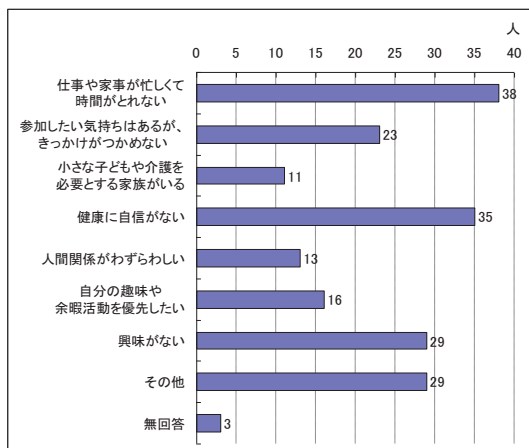
問14 問13で「積極的に参加している」「要請があれば参加している」「ときどき参加している」と答えた方にお伺いします。参加している理由は何ですか。



計：311

「誘われるから」が最も多く 70 人 (22.5%)、次いで「楽しいから」68 人 (21.9%)、「役員だから」55 人 (17.7%)、「興味があるから」41 人 (13.2%)、「参加しないと住みづらいから」33 人 (10.6%) となっています。

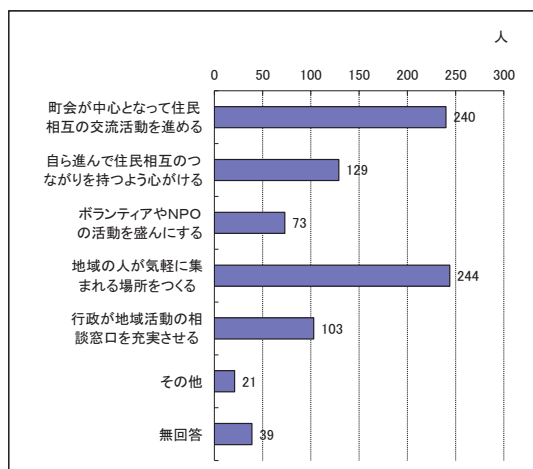
問15 問13で「あまり参加していない」「参加していない」と答えた方にお伺いします。参加していない、または参加が難しい理由は何ですか。



計：197

「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が最も多く 38 人 (19.3%)、次いで「健康に自信がない」35 人 (17.8%) となっています。「興味がない」29 人 (14.7%)、「参加したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」23 人 (11.7%) あり、参加の動機付けが必要と思われます。

問16 今後、地域での活動を活発化するためには、あなたは、どのような事をしていけばよいと思いますか。（複数回答）



計：849

「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」が最も多く 244 人（28.7%）、次いで「町会が中心となって住民相互の交流活動を進める」240 人（28.3%）で半数以上を占め、町会の住民同士の交流を促す活動や地域の人が集える場所の設置への期待が大きいことが伺えます。

課題

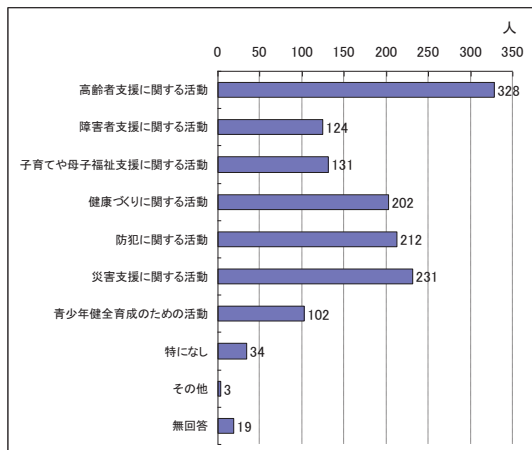
現代は、仕事や学業、スポーツや文化活動団体等に所属しての活動など、年間を通じて忙しい毎日を送っている人が多く、自分が居住する地域の不特定多数の人たちと接する機会に恵まれない現状があります。

町会等活動の充実により、住民相互の交流を進めることへの期待は大きいものの、土・日曜日が休みではない人も多いことから、地域住民が全員参加することは極めて難しい状況にあります。

少しでも多くの地域住民が、地域の活動に参加できる様々な機会を設けたり、気軽に集まれる場所を作ったりすることへの期待が大きく、また、行政が地域活動の相談窓口をより充実することなどが求められています。

IV 地域の支え合い（協働）について

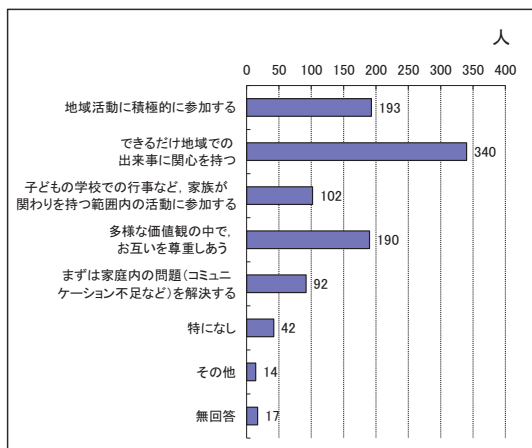
問17 あなたは、地域で協力して取り組むべき活動は、何だと思いますか。（複数回答）



計：1,386

「高齢者支援に関する活動」が最も多く328人（23.7%）、次いで「災害支援に関する活動」231人（16.7%）、「防犯に関する活動」212人（15.3%）、「健康づくりに関する活動」202人（14.6%）となっています。

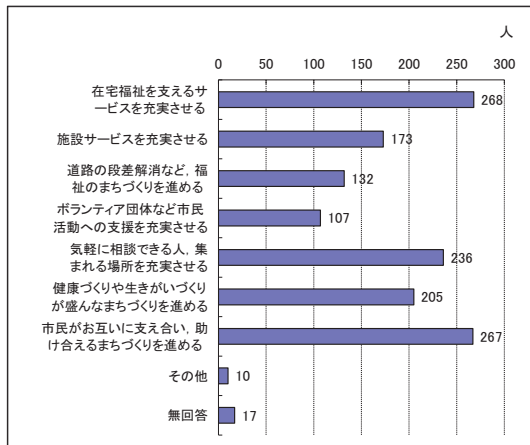
問18 住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らしていくために、あなたができることは、どのようなことがあると思いますか。（複数回答）



計：990

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」340人（34.3%）、次いで「地域活動に積極的に参加する」193人（19.5%）、「多様な価値観の中で、お互いを尊重しあう」190人（19.2%）となっています。

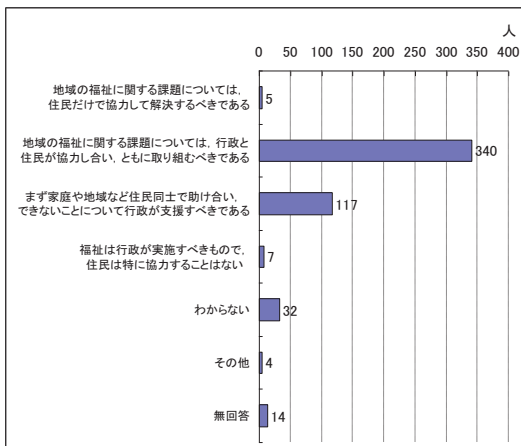
問19 住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らしていくために、行政はどのような取り組みが大切だと思いますか。(複数回答)



計：1,415

「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」268人(18.9%)、「市民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりを進める」267人(18.9%)に次いで、「気軽に相談できる人、集まれる場所を充実させる」236人(16.7%)、「健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりを進める」205人(14.5%)などへの積極的な取り組みが、行政に期待されています。

問20 住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らしていくために、住民と行政との関係について、あなたの考えに最も近いものは何ですか。



計：519

「地域の福祉に関する課題については、行政と住民が協力し合い、ともに取り組むべきである」が340人(65.5%)と最も多く、次いで「まず家庭や地域など住民同士で助け合い、できないことについて行政が支援すべきである」117人(22.5%)となっており、このふたつの意見で9割を占めています。

課題

多くの人が地域福祉は地域住民相互と行政の支え合いで取り組んでいくものと考えています。

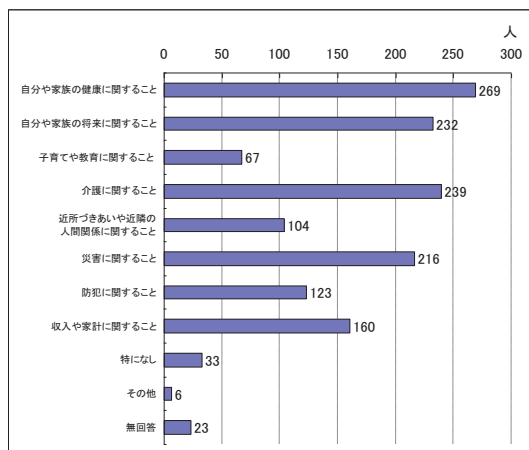
地域の住民が安心して暮らしていくためには、地域に住む人全員が地域の出来事に関心を持ち、高齢者や障害者、児童、青少年など社会的弱者を見守り、支えることが重要です。

また、日常的な防犯や防災、災害時の支援対策などは日ごろから地域が連携して対策を講じておく必要があります。

今後、行政だけの力で地域の安心を支えていくことは不可能です。地域の力を結集して自分たちの地域を守っていくという、強い決意と行動力が求められています。

V 相談体制や情報提供について

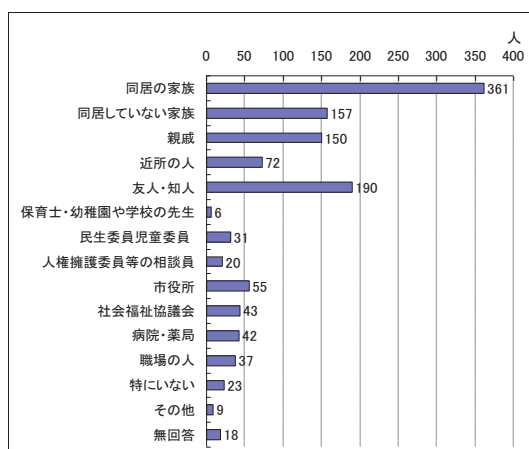
問21 あなたは、生活するうえで困ったり、不安に思ったりすることがありますか。(複数回答)



計：1,472

「自分や家族の健康に関する事」269人(18.3%)が最も多く、次いで「介護に関する事」239人(16.2%)、「自分や家族の将来に関する事」232人(15.8%)、災害、収入・家計に関する事、防犯の順となっています。一方で「近所づきあいや近隣の人間関係に関する事」104人(7.1%)、「子育てや教育に関する事」67人(4.6%)は下位ではありますが、実数の多さから見ると無視できるものではありません。

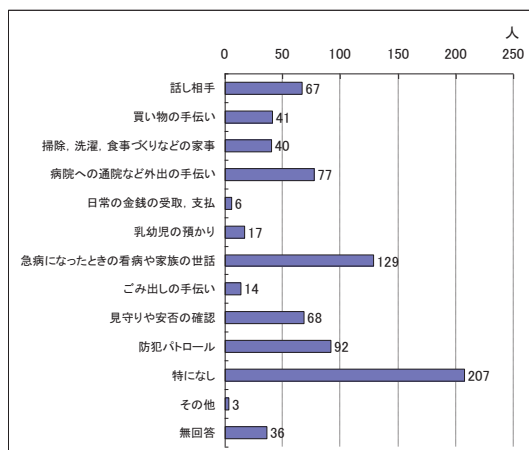
問22 あなたは、生活するうえで困ったり、不安に思ったりしたとき、誰に相談していますか。または、そのようになったとき、誰に相談したいと思いますか。(複数回答)



計：1,214

「同居の家族」361人(29.7%)、「同居していない家族」157人(12.9%)、「親戚」150人(12.4%)を合わせると、家族や親戚に相談する人が半数以上となっています。次いで「友人・知人」に相談する人が190人(15.7%)となっています。また、少数ですが相談する人が「特になし」と答えた人もいます。

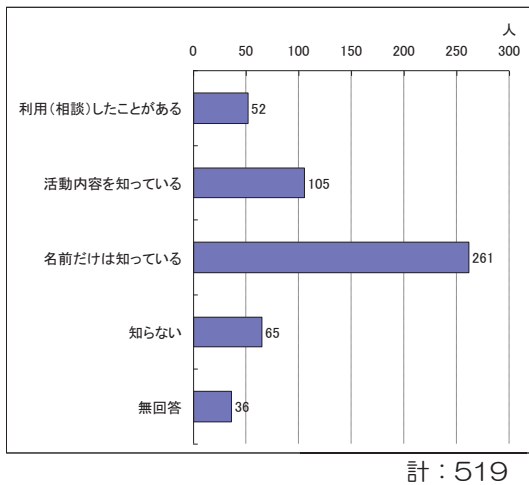
問23 あなたが、日ごろ困っていることで(または困ったとき)、地域で手助けをしてほしいと思うことは何ですか。(複数回答)



計：797

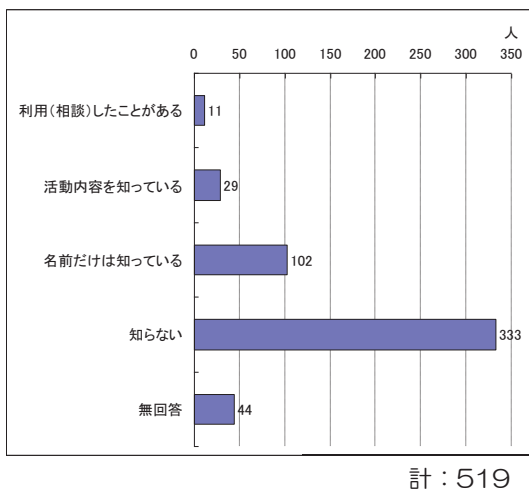
「急病になったときの看病や家族の世話」129人(16.2%)が最も多く、防犯パトロール、通院のための外出、見守りや安否の確認、話し相手と続いています。

問24-1 あなたは「常陸太田市社会福祉協議会」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。



「利用(相談)したことがある」52人(10.0%)、「活動内容を知っている」105人(20.2%)、「名前だけは知っている」261人(50.3%)を合わせると8割の人が「社会福祉協議会」を知っています。また、「知らない」と答えた人が65人(12.5%)います。

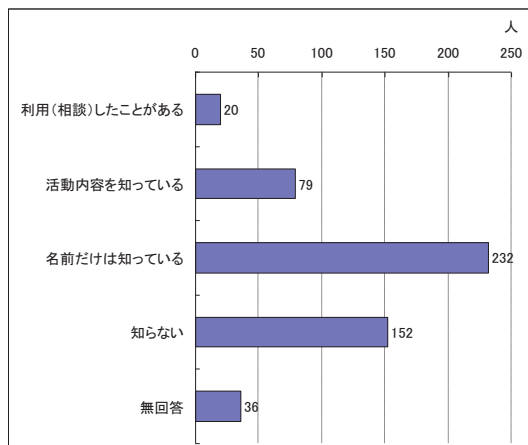
問24-2 あなたは「ファミリー・サポート・センター」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。



「利用(相談)したことがある」11人(2.1%)、「活動内容を知っている」29人(5.6%)、「名前だけは知っている」102人(19.7%)を合わせると3割弱の人が「ファミリー・サポート・センター」を知っています。

なお、「知らない」と答えた人は333人(64.2%)います。

問24-3 あなたは「在宅福祉サービスセンター」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。

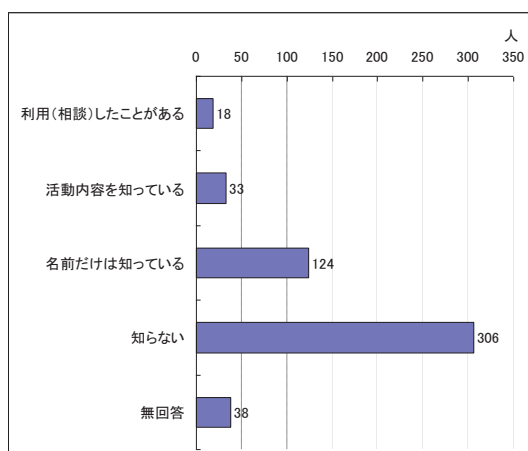


計：519

「利用（相談）したことがある」20人（3.9%）、「活動内容を知っている」79人（15.2%）、「名前だけは知っている」232人（44.7%）を合わせると6割強の人が「在宅福祉サービスセンター」を知っています。

なお、「知らない」と答えた人は152人（29.3%）います。

問24-4 あなたは「地域包括支援センター」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。

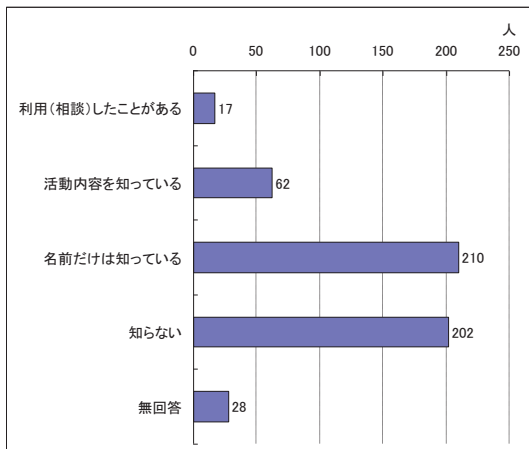


計：519

「利用（相談）したことがある」18人（3.5%）、「活動内容を知っている」33人（6.4%）、「名前だけは知っている」124人（23.9%）を合わせると3割強の人が「地域包括支援センター」を知っています。

なお、「知らない」と答えた人は306人（59.0%）います。

問24-5 あなたは「ボランティア・市民活動センター」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。

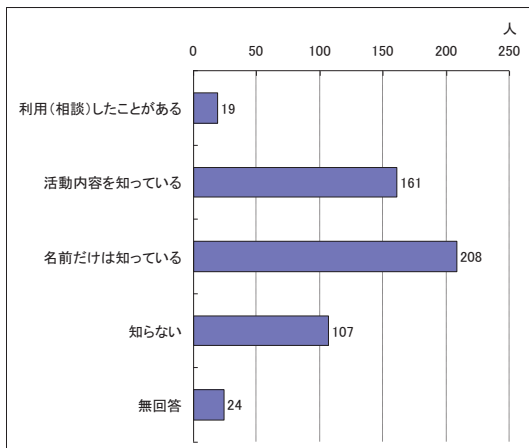


計：519

「利用（相談）したことがある」17人（3.3%）、「活動内容を知っている」62人（11.9%）、「名前だけは知っている」210人（40.5%）を合わせると約半数の人が「ボランティア・市民活動センター」を知っています。

なお、「知らない」と答えた人は202人（38.9%）います。

問24-6 あなたは「地区の民生委員児童委員」をご存知ですか。また、利用したことはありますか。

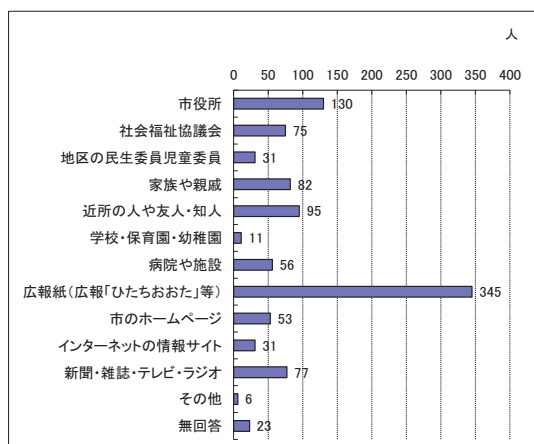


計：519

「利用（相談）したことがある」19人（3.7%）、「活動内容を知っている」161人（31.0%）、「名前だけは知っている」208人（40.1%）を合わせると7割強の人が「地区の民生委員児童委員」を知っています。

なお、「知らない」と答えた人は107人（20.6%）います。

問25 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから(どのようにして)入手していますか。(複数回答)



計：1,015

「広報紙（広報「ひたちおおた」等）」が最も多く 345 人（34.0%）、次いで「市役所」130 人（12.8%）、「市のホームページ」53 人（5.2%）となっており、約半数がその情報源は市となっています。また、その他の情報源は、人の口伝いや情報媒体を利用するなど多岐にわたっています。

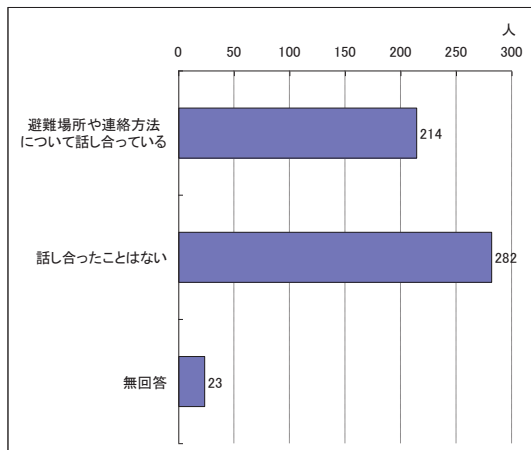
課題

生活上困ったことが起きた場合、その相談相手は家族や親戚とする人が半数以上です。しかし、それでも解決しない場合は、行政等の各相談窓口にご相談することになります。行政等の各相談窓口は住民が気軽に相談できるようになっている必要があります。

また、各種福祉サービスについては、その存在すら知らないとする人の割合が高く、サービス内容等の情報をさらに広く周知することが求められています。

VI 災害時要援護者への支援

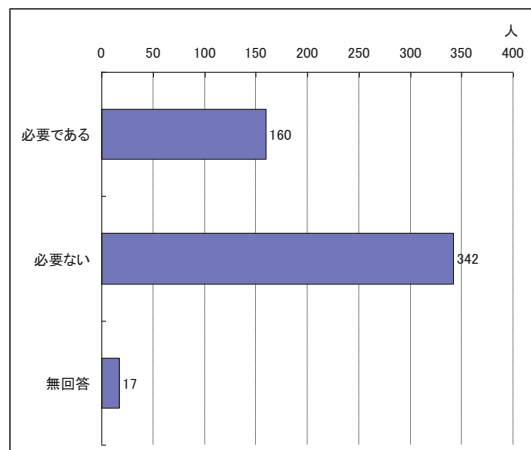
問26 あなたは、地震や風水害などの災害時における家族の安否確認の方法について、日ごろから話し合っていますか。



計：519

「避難場所や連絡方法について話し合っている」と回答した人は 214 人 (41.2%)、「話し合ったことはない」と回答した人は 282 人 (54.3%) でした。

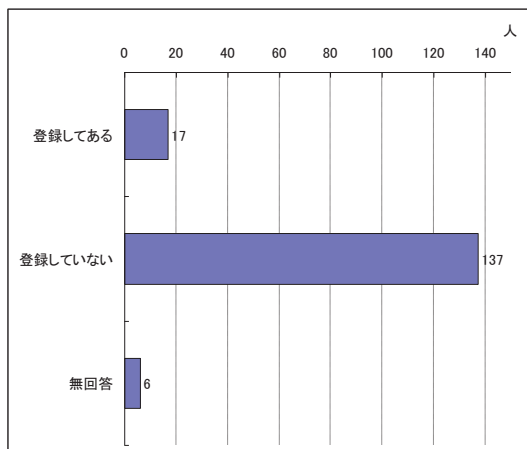
問27 あなたやあなたの家族は、地震や風水害などの災害時に、避難所への誘導など手助けが必要ですか。



計：519

「必要である」と答えた人は 160 人 (30.8%)、「必要ない」と答えた人は 342 人 (65.9%) でした。

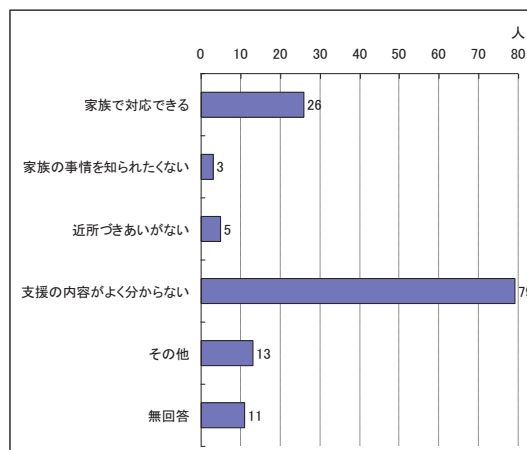
問28 問27で「必要である」と答えた方にお伺いします。災害時要援護者名簿への登録はお済みですか。



計：160

「登録してある」と答えた人は 17 人（10.6%）、「登録していない」と答えた人は 137 人（85.6%）であり、避難時に人の手助けを必要としている人でも、多くの人が名簿登録していません。

問29 問28で「登録していない」と答えた方にお伺いします。登録をしない理由は何ですか。

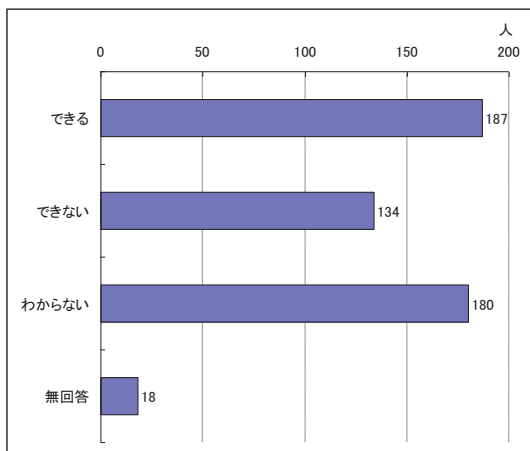


計：137

「支援の内容及よく分からない」が 79 人（57.7%）と最も多く、次いで「家族で対応できる」が 26 人（19.0%）となっています。

制度についての周知が十分でないことが読み取れます。

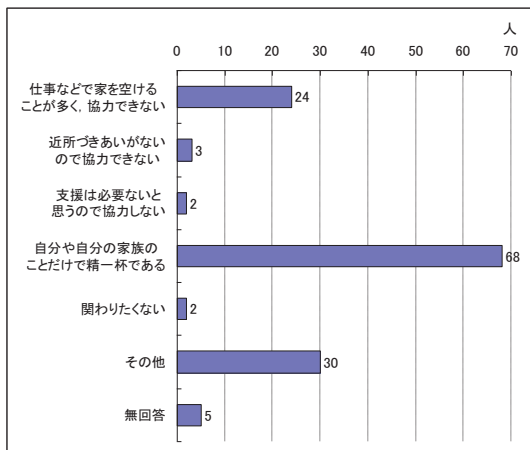
問30 あなたは、地震や風水害などの災害時に、隣近所の高齢者世帯や障害のある人などの要援護者の避難等の手助けができますか。



計：519

「できる」が187人(36.0%)、「できない」が134人(25.8%)、「わからない」が180人(34.7%)でした。避難等の手助けができるとした人、わからないとした人は、それぞれ3人に1人です。

問31 問30で「できない」と答えた方にお伺いします。手助けができない理由は何ですか。



計：134

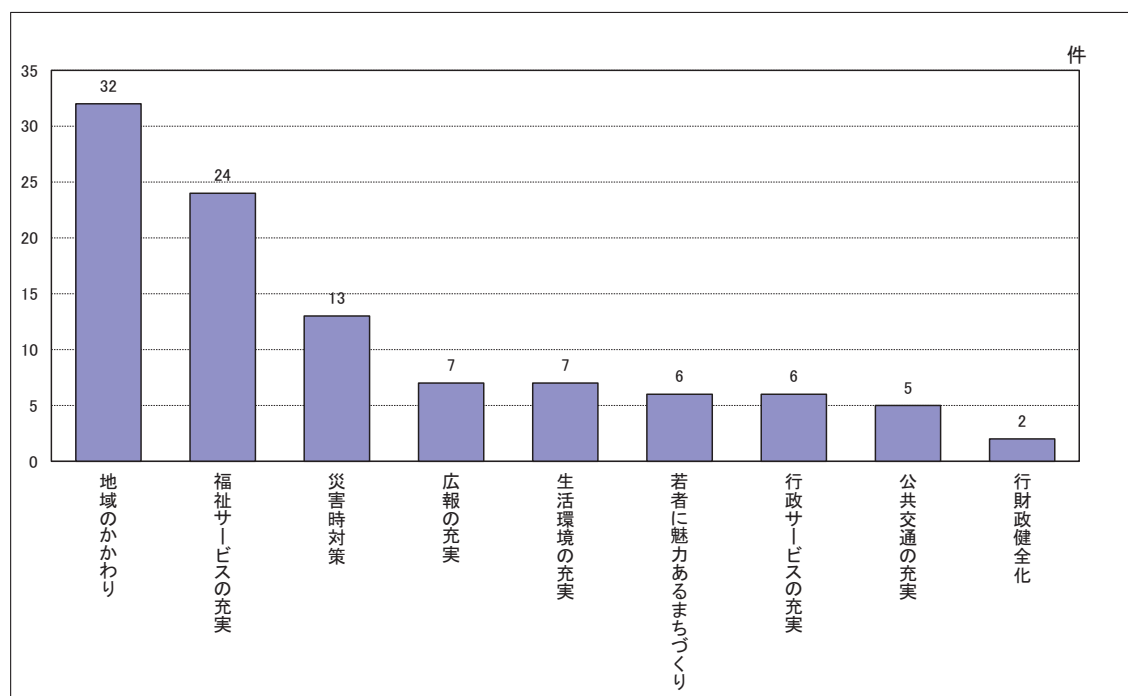
「自分や自分の家族のことだけで精一杯である」が68人(50.7%)で最も多く、次いで「その他」が30人(22.4%)、「仕事などで家を空けることが多く、協力できない」が24人(17.9%)となっています。「その他」と答えた人記述を見ると、高齢である、身体が不自由であるという理由がほとんどです。

課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、全国的に災害時の対策に関する意識が高まりつつあります。しかし、今回のアンケートでは、残念ながら災害時における家族との安否確認方法について話し合ったことがないと答えた人が過半数となりました。また、避難時に支援が必要であるとしたにもかかわらず、災害時要援護者名簿への登録をしていない人が8割以上となるなど、多くの課題が浮き彫りとなりました。

自主防災組織が平成23年度までに市内全町で組織化され、災害時の対策は少しずつ整いつつありますが、地域住民がさらに災害時対策に関する意識を向上させ、災害時要援護者避難支援プランなどへの理解と協力体制の構築を図っていくことが求められています。

問32 皆が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域福祉の推進について、ご意見ご要望がありましたら、ご自由に記入ください。



計：102

最も多かったのは「地域のかかわり」に関する事、次に「福祉サービスの充実」に関する事、「災害時対策」に関する事、また、広報や生活環境の一層の充実、将来を担う若者にとって魅力あるまちづくりを進める必要があるなど、102件のご意見ご要望がありました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

常陸太田市では、まちの将来像を「快適空間 ～自然・歴史を活かし 人・地域が
かがやく協働のまち～」として、その実現を目指しています。

また、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域の一員である
ことを認め合い、お互いの個性を尊重し、家庭や地域の中で自分らしく生きがいをも
って健康で安心して生活できることは、すべての人が願うところです。

そのため、地域に根ざしたきめ細かい、いろいろな取組を計画的に行っていく必要
がありますが、行政だけの取組では不十分であり、地域福祉にかかわるすべての人た
ちの積極的で主体的な参加が求められています。

そこで、常陸太田市は、地域に住む一人ひとりが主役となり、「助け合い、支え合う」
という精神のもと、心のふれあいを大切にし、安らかで笑顔で暮らせるまちの実現を
目指すため、次の基本理念を定めました。

【基本理念】

「住み慣れた地域の中で
ともに支え合い
安心して暮らせるまち」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、市民アンケート調査の結果などから浮かび上がった現状や課題を分析し、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標1	地域でともにふれあい、支え合うまちづくりを推進します
--------------	-----------------------------------

(1) 地域や福祉に対する意識の向上を図る

市社会福祉協議会の支部をはじめ、町会、公民館、民生委員児童委員などが、いろいろな地域福祉活動を行っています。しかし、近所に住んでいても顔を知らない、あいさつをしないなど、地域における人間関係の希薄化が起きていたり、地域・近所での活動や福祉に対する意識の低下も進んでおり、活動の効果は十分とは言えないのが現状です。

このような現状のなか、住民同士が互いに理解しあうとともに、「助け合い・支え合う」ことが自然に行われるような地域づくりを進めるため、地域に応じた意識啓発を進めていくことが必要となります。

地域でお互いが支え合っていくためには、住民同士の付き合いを深め協力し合う体制が重要であり、それには、地域の人間関係が構築されていることが不可欠であることから、声かけやあいさつなど、日常的なやりとりのなかから人間関係づくりを深めていくことが必要となります。

今後は、すべての市民が積極的に地域活動へ参加し、地域の課題を自分たちの課題として受け止めて、その解決に向けて行動するという意識を高める必要があります。

(2) 地域福祉活動の担い手をつくる

市民のうち、地域活動に参加している人は、6割程度であり、参加していない人は、4割程度いました。しかしながら、地域活動に参加していない人でも今後は参加したいという意思をもっている人もおり、このような人をどのように活動参加に繋げるかの工夫が必要です。

また、地域活動やボランティア活動に積極的に参加している人の高齢化が進んでおり、今後の担い手やリーダーが不足していることが大きな課題となっています。

地域福祉活動を効果的に進めるために、今後も、地域活動やボランティア活動を体験する機会をさらに提供し、活動を担う人材やリーダーの育成を引き続き行う必要があります。

さらに、地域福祉活動を進めるうえで欠かせないものとして、その活動の拠点もあげられます。地域団体等で地域福祉活動を進めている人たちから、活動拠点が必要と

の声もだされており、既存施設の有効活用など地域資源を活用しながら拠点づくりも行います。

(3) 地域を支えるネットワークをつくる

市社会福祉協議会の支部をはじめ、町会、公民館、民生委員児童委員などが、いろいろな地域福祉活動を行っています。しかし、事業主体間での交流や連携などはあまり図られていないのが現状です。

効果的な活動展開を進めるには、地域団体や福祉施設、ボランティア団体などの連携・協力が必要不可欠です。

また、地域の支え合いに必要なこととして、隣近所の住民同士の付き合いを基礎とし、「住民相互の交流活動」や「仲間づくりの機会の創出」などを求める声が上がられています。

加えて、世代間交流や高齢者・障害者とのふれあいや交流の場を求める声も多くなっています。

今後は、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、魅力ある行事や集会など交流の場を多くつくるなど、住民同士による交流促進とネットワークづくりを推進します。

基本目標2

みんなに届く福祉サービスづくりを推進します

(1) 情報提供の充実及び情報の共有化を進める

地域活動やボランティア活動に関する情報不足が、地域の住民や団体、福祉関係者の地域福祉を推進するための取り組みを妨げています。

また、行政等が提供する保健・福祉サービスや制度については、利用者や市民に対しての周知が不足しており、有効な内容であるにも関わらず、効果的な活用に至っていない場合があります。

一方、プライバシー保護などにより、地域において福祉活動を担っている人のなかで、支援が必要となる人の情報が共有・把握できない状況が生まれています。

このような情報提供及び情報共有の不足は、地域福祉を推進するうえで、非常に大きな妨げとなっています。

今後は、広報紙や市ホームページなどの活用を積極的に行い、周知啓発やまちづくり出前講座など行政側から積極的に情報提供を行うとともに、地域における市民・各種団体・福祉関係者などからの情報提供や地域における情報の共有化を積極的に推進します。

(2) 各種サービス、制度の適切な利用を促進する

市民のライフスタイルが多様化するなか、個々に抱える生活課題や求めるサービス・制度も多様化しています。

市民一人ひとりが、健康で明るく生活できるよう、保健・福祉サービスや制度が適切に利用されるためにも、サービスに関する情報提供はもちろんのこと、本市が策定する各種個別計画による福祉サービスの充実や質の向上を図ります。

また、相談窓口機能の充実を図り、利用者本位のサービスを選択できる体制づくりを推進します。

基本目標3

誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します

(1) 安全で安心して生活できる環境づくりを推進する

高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や障害者が増加するなか、多くの方が、自分や家族が高齢になってからの生活についての悩みや不安を抱えています。

しかし、日常生活の悩みや不安を相談できる人がいない人もおり、地域における相談機能の充実が必要になっています。

また、公共施設や交通施設においては、バリアフリー化はもちろんのこと、子どもや子ども連れの方が安全に行動できるためのまちづくりを求める声も多く、誰もが生活しやすい環境整備を進める必要があります。

一方、児童虐待や子どもが被害者となる犯罪が全国的に増えていることから、地域ぐるみでの見守りなども積極的に進める必要があります。既存の取り組みを拡充し、子どものみならず、高齢者や障害者などを災害や事故から守り、被害を最小限にとどめるために、地域で協働による防犯・防災活動をさらに進める必要があります。

今後は、すべての人が住み慣れた地域で生涯にわたって、健やかに安心して暮らせるように地域福祉に対する意識の醸成や啓発を進めるとともに、公共施設や公園などの整備をハード・ソフトの両面から推進します。

(2) 健康づくりを推進する

本市では、65歳以上の高齢者が約30%であり、高齢者の健康・体力づくりへの対応が強く求められています。また、少子化により学校スポーツ環境にも変化が現れ、子どもの体力低下や生活習慣病予備群などが懸念されており、市民の健康づくりと体力づくりのためスポーツに親しむ環境と施設整備を推進します。

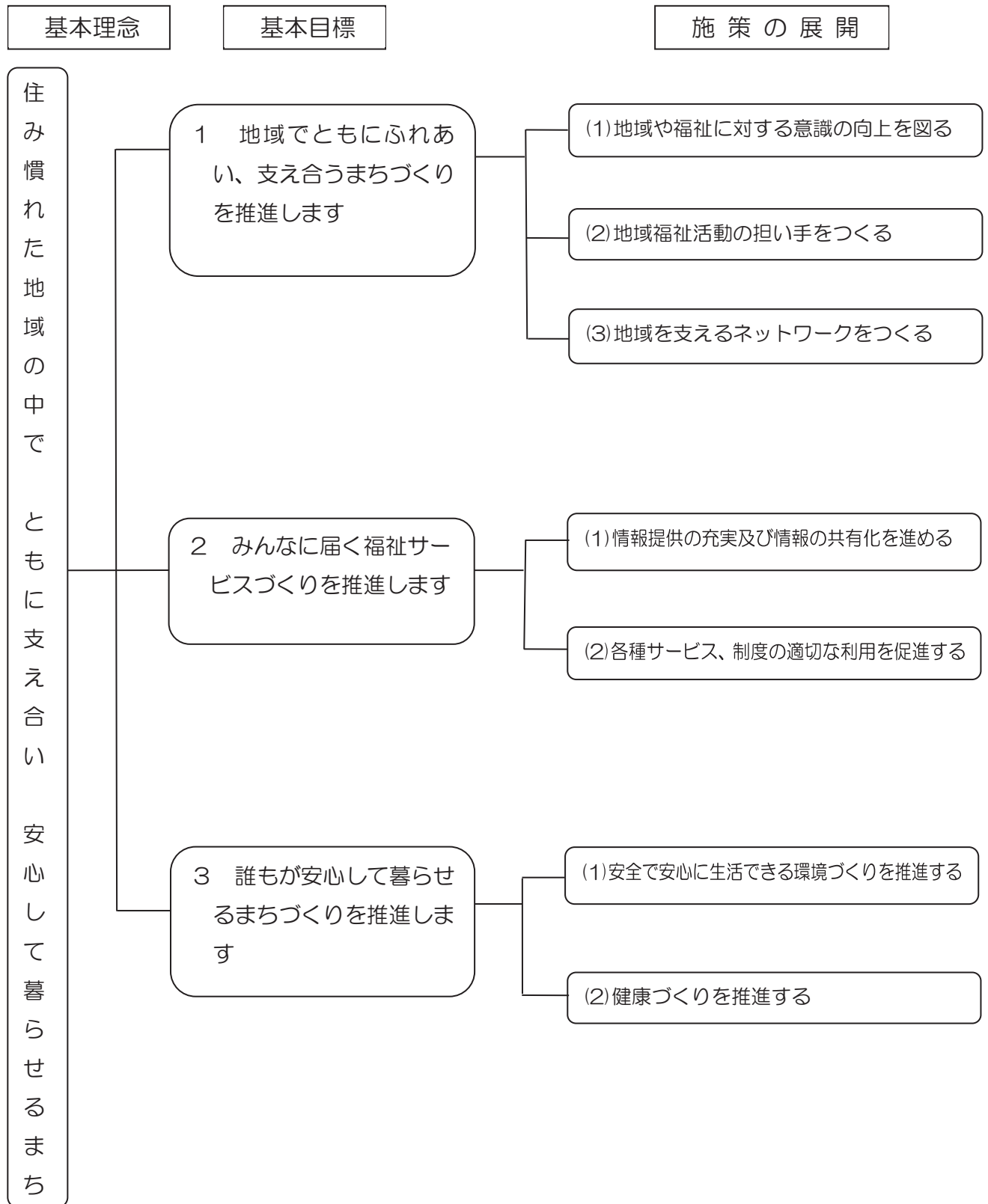
急速な高齢化の進行や食生活の欧米化などの社会環境の変化により生活習慣病を

患う市民が増加傾向にあります。また、疾病構造の変化に伴う医療費も増加傾向にあり、国民健康保険や介護保険などの保険制度運営にも大きな影響を及ぼしています。このため、市民の食生活改善や健康診査などによる早期発見と予防の強化とともに、市民一人ひとりの健康に対する意識の高揚を図るなど、日常からの健康づくりを推進します。特に、高齢者が地域の中で生きがいを持って生活することは、健康づくりに大いに影響することから、その人に合った生きがいを持てるよう、高齢者の生きがいづくりや積極的な社会参加を支援します。

また、子どもたちの心と体を健やかに育むため、食育教育や体育指導などをおし子どもたちの食育環境の向上、健康や体力向上を進めます。

3 施策の体系

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定します。



第4章 施策の展開

基本目標1 地域でともにふれあい、支え合うまちづくりを推進します

(1) 地域や福祉に対する意識の向上を図る

- 地域住民による助け合い活動を進めるため、お互いに顔が分かるような人間関係や近所付き合いを築いていくことが大切であるので、地域住民同士の日常的な声かけやあいさつ運動をさらに推進します。
- 子どもや高齢者、障害のある人を含むすべての市民が地域の一員としてつながりを持ち、お互いに認め合い、支え合う地域づくりが行われるよう地域や福祉に対する意識の向上を図ります。

(2) 地域福祉活動の担い手をつくる

- 地域福祉活動を進めるため活動を担っていく人材を育成するとともに、すべての人が地域活動の担い手となり活躍できる環境づくりを進めます。
- 市社会福祉協議会と連携し、ボランティア・市民活動センターの機能強化を図るとともに、県内のボランティア養成講座や関係機関・団体の活動状況等を広報や市ホームページ等をとおして情報の提供をします。
- 次世代を担う子どもたちが、地域福祉を理解し、活動に参加していくために、保育園、幼稚園、小・中学校における福祉教育や体験学習などを学校や市社会福祉協議会等と連携して行い、福祉教育の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、地域福祉活動拠点の整備や交流拠点づくりを進めます。

(3) 地域を支えるネットワークをつくる

- 地域福祉活動を効果的に推進するために、地域団体や福祉関係者など地域の担い手間の交流の場をつくり、連携を強化します。
- 地域のさまざまな人との交流は、高齢者や障害のある人にとっては閉じこもり予防につながり、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながることから、年齢や障害の有無等に関係なく、いろいろな人が参加できる交流機会の充実に努めます。
- 住民同士のつながりや地域間交流を促進するため、町会活動や公民館活動、市社会福祉協議会の支部等の行う活動を支援し協力します。

基本目標2 みんなに届く福祉サービスづくりを推進します

(1) 情報提供の充実及び情報の共有化を進める

- 広報紙や市ホームページを活用し福祉に関する制度や施策などの情報提供の充実を図るとともに、市社会福祉協議会と連携して福祉やボランティアに関する情報提供に努めます。
- 地域で活動をする団体や福祉関係者など地域における福祉の担い手に対する福祉情報の提供を充実するとともに、担い手間の情報の共有化を図ります。

(2) 各種サービス、制度の適切な利用を促進する

- 高齢者や障害者、子育て世代をはじめとするすべての市民が保健・医療サービス、福祉サービスなどを効果的に活用できるように、各種サービスなどの周知・普及及びその情報提供を充実します。
- すべての市民が安心して各種サービスなどの利用ができるように、相談支援体制の充実を図るとともに、その質の向上を図ります。

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します

(1) 安全で安心に生活できる環境づくりを推進する

- すべての市民が安心して暮らせることができるように、公共施設などのバリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。
- 高齢者や障害者、子どもなどを災害や犯罪から守るために、地域において防災や防犯の取組などをはじめ安全対策を進めます。
- 認知症や知的・精神に障害のある人等、判断能力が十分でない人の財産管理や福祉サービスを利用する際の手助けを行い、地域の誰もが安心して暮らしている権利擁護の取組を推進します。
- 地域住民が安心して暮らすことができる地域の防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援に努め、関係機関・団体等と連携して、緊急・災害時の要援護者支援体制の整備・強化を図ります。

(2) 健康づくりを推進する

- 地域活動をはじめ、すべての活動の根幹となる健康を、市民が自主的に維持・増進できるよう健康診査や各種学習会に取り組みます。
- 子どもから高齢者や障害者まで、市民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりを推進します。
- 誰もが気軽に親しめるスポーツ・レクリエーション活動など、市民の多様なニーズに応えられるような指導者の育成と支援体制づくりを進めます。
- 生活習慣病予防のための正しい食生活や運動などをおした健康づくりを推進します。
- 高齢者が、地域の中で生き生きと健康に生活できるよう、生きがいづくりや積極的な社会参加を支援します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を実現するには、地域住民と市の協働が必要になります。

本計画では、市民、ボランティア・事業者、市社会福祉協議会、行政の地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが自らの地域を知り、地域の一員としてのつながりを持ちながら、お互いを認め合って、自らが地域福祉の担い手であることを認識し、地域活動、各種行事への自主的な参加、ボランティア活動等への積極的な参加により、地域でのつながりを強めるとともに、福祉に対する意識を高めていくことが求められています。

(2) ボランティア・事業者の役割

ボランティアは、複雑化する地域のニーズに対応するための研修や教育が必要になっており、継続的な活動が求められています。

一方、事業者は、社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、サービスの提供者として、利用者本位のサービス提供に取り組むとともに、複雑・多様化する福祉ニーズに対応したきめ細かなサービスの提供に努めることが求められています。

(3) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、民生委員児童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、今後、誰がどのように取り組みを進めていくかを協議したり、地域の役割として盛り込まれた取り組みについて、関係機関と意見交換等を行い、地域福祉活動の先導役を果たすこ

とが求められています。

(4) 行政の役割

行政は、公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまな形で積極的に支援するため、市民、ボランティア・事業者、市社会福祉協議会の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための取り組みを行います。

そのためにも、地域福祉に関する課題や問題を、あらゆる分野の部局が共有し、関連する部局間で連携して取り組める体制づくりを進めます。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、行政の役割として計画の進行管理・評価を確実に行う必要があります。

この計画の進行管理・評価については、本計画が下位計画である各個別計画を横断的に結び総括する計画であることから、各個別計画ごとに組織された評価委員会等が行う各個別計画で展開する施策の進行状況及び具体的な取り組みの評価を総括し、総合的に行います。

1 常陸太田市地域福祉計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成 24 年	3 月	市民アンケート調査実施
	8 月 28 日	第 1 回庁内検討委員会
	9 月 25 日	第 1 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定委員会の設置について ・地域福祉計画の策定手順について ・地域福祉計画策定スケジュールについて ・地域福祉計画（案）について（第 1 章～第 2 章） ・地域福祉計画市民アンケート調査結果について
	11 月 13 日	第 2 回庁内検討委員会
	11 月 27 日	第 2 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（案）について（第 3 章～第 5 章）
	12 月 18 日	第 3 回庁内検討委員会
	12 月 26 日	第 3 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（案）について
	平成 25 年	1 月 31 日 ～3 月 1 日
3 月 6 日		第 4 回庁内検討委員会
3 月 15 日		第 4 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（案）について

2 常陸太田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、常陸太田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）保健医療関係者
- （2）福祉関係者
- （3）市民団体等関係者
- （4）学識経験者
- （5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 常陸太田市地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	区分	氏名	所属等	備考
1	保健医療関係者	根本 義勝	常陸太田市医師会会長	
2		根本 孝行	常陸太田市シルバーリハビリ体操指導士会会長	
3	福祉関係者	綿引 勝雄	常陸太田市社会福祉協議会次長	
4		中村 二三子	常陸太田地区ボランティア連絡協議会会長	
5		舟橋 高昭	常陸太田市老人クラブ連合会会長	
6		時野谷 彰	常陸太田市シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	
7		柏 保男	特別養護老人ホーム西山苑施設長	
8		椿 忠彦	児童養護施設誉田養徳園施設長	
9		高木 昇	常陸太田市身体障害者福社会会長	副委員長
10		菊池 均	常陸太田市手をつなぐ育成会会長	
11		川又 幸子	障害者支援施設ピュア里川施設長	
12		朝日 光臣	常陸太田市民生委員児童委員協議会会長	委員長
13	市民団体等関係者	深作 泰宏	常陸太田市PTA連絡協議会会長	
14		関 守	常陸太田市地区町会長協議会連合会会長	
15	学識経験者	石川 元子	常陸太田市更生保護女性の会会長	

4 用語解説

「あ」行

○NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織の略称で、営利を目的とせず社会貢献を目的として活動している民間団体の総称。

「か」行

○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきり・認知症の高齢者、障害者等の意思表明を支援し代弁すること。

○コーディネート

各部を調整し全体をまとめること。「ボランティアコーディネート」として使う場合、ボランティアを受け入れる側とボランティア活動を行う人・団体との調整を意味する。

「さ」行

○災害時要援護者

地震や風水害などの災害時に、近くの避難所へ避難するのに何らかの手助けを必要とする人。

○在宅福祉サービスセンター

高齢者や障害者及びその他の事情により在宅で援助を必要としている人に、家事などの有償による在宅福祉サービスを提供する機関。

○生活習慣病

がん、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症など、食生活を中心とした生活習慣に關与する一連の病気群を示す呼称。近年、日本人の疾病構造においてこうした病気が大半を占めるようになっており、こういった病気にかかる人の年齢層が低下してきたことなどの理由で、長年使われてきた「成人病」に代わって「生活習慣病」という名称を使うようになった。

「た」行

○地域福祉

地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え方。

○地域包括支援センター

日常生活への支援を必要とする高齢者等の総合的な窓口となる機関。介護保険法に基づき、地域住民への「包括的支援事業」（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）や介護予防支援業務を実施する中核的機関として、市町村、または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士が配置されている。

「は」行

○バリアフリー

もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

○ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手助けを行いたい人をつないで、子育ての相互援助活動を応援する有償の会員制組織。

○ボランティア

自ら進んで社会事業などに無償で参加する人、またはその行為。

○ボランティア・市民活動センター

ボランティア育成・活動支援のために社会福祉協議会内に設けられた機関。ボランティア活動推進のための情報提供や相談、福祉器材の貸し出し、ボランティア活動保険の紹介・手続等を行う。

「ま」行

○民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員も兼ねる。児童委員は、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。ま

た、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

「や」行

○ユニバーサルデザイン

年齢や身体的障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などが設計されていること。

「ら」行

○ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

常陸太田市地域福祉計画
平成 25 年 3 月発行

発行 常陸太田市

編集 保健福祉部 福祉事務所 社会福祉課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 番地

Tel0294-72-3111 (代表)

<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>